

I 特定個人情報保護条例のあらまし

I

1

2

3

1 条例制定の趣旨

平成25年5月に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）」（以下「番号法」という。）が制定され、社会保障・税番号制度が導入された。

個人番号は、国民一人ひとりが持つ12桁の番号で、これを利用することにより、各行政機関等が保有する個人の情報が同一の情報であることの確認を行うことができ、各機関間において当該個人情報の照会・提供を行うことなどが可能となるため、①行政の効率化、②国民の利便性の向上、③公平・公正な社会の実現などが図られるものと期待されている。

一方で、個人番号を用いた個人情報の追跡・名寄せ・突合が行われ、集積・集約された個人情報が不正に取り扱われることによって、個人のプライバシーに重大な侵害が加えられるおそれがあるため、個人番号や特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報）については、一般的な個人情報に比べ、より厳格な取扱いが求められる。

東京都では、個人番号及び特定個人情報の取扱いの適正を確保するための条例等の整備に当たり、「東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号）」（以下「個人情報保護条例」という。）の大幅な改正による対応は、既存の個人情報保護制度に混乱を生じさせるおそれがあり必ずしも適切ではないことから、個人情報保護条例の特例として「東京都特定個人情報の保護に関する条例」を制定した。

2 条例施行までの経過

- | | |
|----------|--|
| 平成26年10月 | 東京都情報公開・個人情報保護審議会に対し、「社会保障・税番号制度の導入に伴う東京都における特定個人情報保護のあり方について」の諮問を行う。 |
| 平成27年 3月 | 東京都情報公開・個人情報保護審議会から知事に対し、「社会保障・税番号制度の導入に伴う東京都における特定個人情報保護のあり方について」の答申が行われ、番号制度に係る新たな条例の制定の必要性や条例に盛り込むべき内容等が示される。 |
| 平成27年12月 | 平成27年第4回東京都議会定例会において、東京都特定個人情報の保護に関する条例が可決され、公布される。 |
| 平成28年 1月 | 東京都特定個人情報の保護に関する条例が一部施行となる。 |
| 平成29年 5月 | 東京都特定個人情報の保護に関する条例が全面施行となる。 |

3 条例の特徴

本条例は、番号法の趣旨及び目的に鑑み、東京都における個人番号の利用に関する基本的なルールを定めるとともに、個人番号及び特定個人情報の安全かつ適正な取扱いを確保するために、個人情報保護条例の特例を定めたものである。

本条例の主な特徴は、次のとおりである。

- ① 番号法において規定されている特定個人情報の定義について、東京都の実務に合わせ、目的外利用や提供の制限の対象となる「特定個人情報」、開示請求等の対象となる「保有特定個人情報」、特定個人情報保護評価の対象となる「評価対象特定個人情報」の3つの定義で整理している。
- ② 個人番号及び特定個人情報の収集・利用・提供等について、番号法又は「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例（平成27年東京都条例第111号）」（以下「利用条例」という。）で定められた場合にのみ認めるという厳格な制限を設けている。

- ③ 特定個人情報ファイルを保有しようとする際に特定個人情報保護評価の実施を義務付けるなど、適正な取扱いを確保するための具体的措置の内容を定めている。
- ④ 東京都が保有する特定個人情報について、自己の情報を知り、また、訂正や利用停止を求めることができる開示・訂正・利用停止請求権を具体的な権利として認めている。

4 条例施行後の経過・動向

- 平成28年12月 番号法の改正（情報提供ネットワークシステムの利用者に条例事務関係情報照会者・提供者を追加）等に伴う規定整備のため、平成28年第4回東京都議会定例会において、東京都特定個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例が可決される。
- 平成29年 5月 条例の未施行部分（庁内連携、情報提供ネットワークシステムによる提供及び収集に関する部分）及び上記一部改正条例が施行される。
- 平成29年 7月 開示手数料改定のため、東京都特定個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例が施行される。
- 令和元年 7月 工業標準化法の改正に伴う規定整備のため、東京都特定個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例が施行される。
- 令和 元年 9月 デジタル手続法（※）の成立等に伴う規定整備のため、東京都特定個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例が公布され、一部が施行される。
※ 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）
- 令和 元年 11月 上記一部改正条例の一部（個人番号カードの記載事項に関する部分）が施行される。
- 令和 2年 5月 上記一部改正条例の一部（通知カード廃止に関する部分）が施行される。
- 令和 2年 10月 通知カード等に関する省令の改正及び戸籍法の改正に伴う規定整備のため、東京都特定個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例が公布され、一部（省令の改正に関する部分）が施行される。